

静岡県子どもいじめ防止条例

(前文)

子どもはかけがえのない存在であり、私たちはその一人一人の個性が尊重され、尊厳が守られる環境を築いていかなければなりません。

いじめは、現代社会においてはいつでもどこでも起こり得るものであり、世代を問わず誰もが被害者にも加害者にもなる可能性があります。しかし、いじめは、どのような理由があろうとも許されない行為です。

とりわけ、子どもがいじめによって自らの命を絶つ悲しい事件が後を絶たず、深刻かつ重大な社会問題となっています。

そこで、いじめを身近な問題と捉え、これを克服するため、明るい将来を夢見る子どもがいじめに遭うことなく健やかに成長し、安心して生活できる環境を社会総がかりで整える必要があります。また、いじめを受けた側といじめを行った側の双方に対処することの大切さを認識しながら子どものいじめ防止に社会総がかりで取り組むことにより、県民のいじめ根絶の意識が高まり、誰もが互いを尊重し、ともに支え合う共生社会の実現につながります。

このような考え方に立ち、ここに、子どものいじめ防止に関する基本理念等を明らかにし、子どものいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめ

の防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。
- (3) 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童生徒に関する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、児童生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を

育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになることを旨として行われなければならない。

- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(いじめの禁止等)

第4条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

- 2 児童生徒は、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするものとする。

(県の責務)

第5条 県は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、前項の規定により、いじめの防止等のための対策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町、学校の設置者その他の関係者と連携し、及び協力するものとする。
- 3 県は、学校又は学校の設置者が、この条例の趣旨にのっとり、いじめの防止等のための対策を適切に実施することができるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第6条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめの防止について自ら学び、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対して愛情を持って接し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、及び規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、学校と連携していじめの防止等に取り組むとともに、県、国、市町、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第9条 県民は、それぞれの地域において、児童生徒を見守り、児童生徒がいじめに遭わない環境づくりに努めるものとする。

2 県民は、いじめを発見した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には、県、市町、学校その他の関係者に情報を提供するよう努めるものとする。

(社会総がかりの取組の推進)

第10条 県は、社会総がかりでいじめの問題の克服に取り組むため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと等により、県民の理解を深め、及び県民の参加を促進するものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 県は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものとする。

2 県は、いじめに関する状況の変化を把握し、前項の基本的な方針が当該状況の変化に適切に対応できるものであるかどうかを検証し、必要があると認めるときは、前項に規定する基本的な方針を変更するものとする。

(相談体制の充実)

第12条 県は、児童生徒、保護者等がいじめについて安心して相談をすることができ、かつ、その相談に速やかに対応できるよう、相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを通じて行われるいじめに係る対策)

第13条 県は、インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」という。）に係る対策のため、関係機関と連携して、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

（いじめの防止等のための組織の活用）

第14条 県は、いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例（平成26年静岡県条例第12号）第2条の静岡県いじめ問題対策連絡協議会における関係者の連携による成果並びに同条例第10条の静岡県いじめ問題対策本部における調査及び研究の成果が、学校及び学校の設置者のいじめの防止等の対策に適切に活用されるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（重大事態等への対応）

第15条 県は、重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）が県立の学校で発生した場合には、関係機関と連携して、法第28条及び第30条に規定する措置等を迅速かつ適切に行うものとする。

2 県は、児童生徒又はその保護者から、関係機関が法第5章に規定する対処等を実施しない等の相談を受けた場合には、当該関係機関による措置が迅速かつ適切に実施されるよう、当該関係機関への情報提供等を行うものとする。

（財政上の措置）

第16条 県は、いじめの防止等のための対策を推進するため、必要な財政上の措

置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第17条 知事は、毎年度、いじめの防止等のための施策の実施状況について議会
へ報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。